

地域医療構想をふまえた 2025 年に向けた各医療機関の役割について

各医療機関の役割に係る具体的対応方針の決定については、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局医療計画課長通知）において、地域医療構想調整会議での協議の考え方を示しており、公立病院及び公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関（以下、「公的医療機関等」という。）にあっては平成 29 年度中に 2025 年に向けた具体的対応方針を協議することとされています。

【公的医療機関等の役割について】

公立病院改革プラン及び公的医療機関等 2025 プランをふまえた各公的医療機関等の役割は次のとおりです。

1 伊勢赤十字病院

- ・ 政策的医療（5 疾病・5 事業）を中心に幅広い専門診療科にわたる高度急性期・急性期医療を、県南部を中心として全県的な見地から担う。
- ・ 広域にカバーできる救急医療体制をより充実させ、医療の質向上に努め、介護・福祉施設も加えた地域連携の強化を目指す。
- ・ 県南部の基幹病院として、唯一の救命救急センターを擁する医療施設であり、今後も高度急性期・急性期医療を維持する。

2 市立伊勢総合病院

- ・ 新病院建設による病院機能や病床数を見直し、地域に必要な急性期機能を担うほか、回復期機能の充実や緩和ケア病床の新設等、将来的に不足する病床機能の確保を図る。
- ・ 急性期医療、将来にわたる回復期機能の充実、在宅療養患者の急性増悪時の受け入等により、医療・ケアを通じ地域包括ケアシステムの構築・発展に尽くす。
- ・ 救急・急性期・リハビリテーション・療養・在宅復帰にいたる切れ目のない医療を提供する
- ・ 市保健行政との連携を強化し予防医療の充実を図る。
- ・ 災害時には、災害医療の拠点となりうる病院としての役割を担う。

3 県立志摩病院

- ・ 伊勢赤十字病院等との連携のもと、志摩地域の二次救急医療や災害医療等を担う急性期病院としての役割を引き続き担っていくとともに、新たに運用を開始している地域包括ケア病棟を安定的に運用するなど、急性期機能に加え、回復期機能も併せ持つ地域の中核病院としての役割を果たしていく。
- ・ 地域包括ケアシステムを構築していくための取組の充実についても、積極的に進めていく。
- ・ へき地医療拠点病院として、県内の医療過疎地域への代診医派遣等の支援について、中心に対応する役割を担う。

4 志摩市立国民健康保険病院

- ・ 公立病院として、救急医療（一次救急）の充実、災害時医療の充実、離島への医療の提供等、政策医療・不採算医療等を担う。
- ・ 基幹病院と連携しながら急性期治療を終えた患者を受け入れ、回復期機能と慢性期機能を担っていく。
- ・ 地域に密着した公立医療機関として、県立志摩病院、医師会、介護事業所、地域住民、行政と連携して、地域包括ケアシステムの構築の実現に取り組む。

5 玉城町国民健康保険玉城病院

- ・ 在宅医療への転換が図られようとする中、在宅復帰が困難な患者が増えると予想されることから、地域包括ケア病床を設置し、在宅に向け十分にリハビリを実施することや介護老人保健施設、訪問看護等の在宅医療提供体制の充実を図る。
- ・ 構想区域で不足する回復期機能を担っていく。
- ・ 地域包括ケアの中心的役割を担う施設として、他職種と連携して包括的かつ多様な医療サービスを柔軟に提供する。
- ・ 住民に必要な医療体制を確保するとともに、町民の健康福祉、安全の向上に貢献する。

6 町立南伊勢病院

- ・ 町内唯一の病院として、へき地医療を担う。
- ・ 高齢化の進行に対応する診療のほか、病床については回復機能を充実させる。
- ・ 地域包括ケアシステムの拠点施設として位置付け、行政と連携しながら、医療・介護・予防・生活支援などを一体的に提供できるようにしていく。
- ・ 特に在宅医療については、訪問診療、訪問看護、訪問リハ、訪問薬剤管理指導など病院として一体的な取組を行っていく。
- ・ 地域における 24 時間 365 日体制の一次救急体制を維持していくことで、住民が安心して暮らせる医療サービスを提供していく。